## 男女 共同参画 の視点

## 意識から行動へ ~男女が響き合うまち成田をめざして~

男性も女性も人権が尊重され、その個性と能力が十分発揮 できる社会の実現を目指して、市では平成23~27年度の5 年間を計画期間とした「第2次成田市男女共同参画計画」を策 定しました。

今回は、「基本目標1. 男女の人権の尊重」の主要課題と、そ の施策について紹介します。

- ○主要課題1「男女共同参画に向けた意識づくり」 男女共同参画の視点に立った各種講座・教室を開催するほ か、市の広報紙や情報紙を通じた情報提供や意識啓発を推 進します。
- ○主要課題2「一人ひとりを大切にする教育・学習の推進」 家庭や地域社会での固定的な役割分担を見直すための教育 や学習機会を提供し、男女平等教育や国際理解・国際交流 を推進します。
- ○主要課題3「あらゆる暴力の根絶」 駅前番所・移動えきばんの運用や自主防犯活動の推進など により、あらゆる人権侵害や暴力の発生を防ぐ環境を整備 します。また、女性のための相談・DV相談などの各種相



談業務を充実させ、被害女性支援に向けた連携体制の構築 を図ります。

※男女共同参画に関する意識調査報告書、第2次男女共同参 画計画は、各公民館、企画政策課ホームページ(http:// www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kikaku/index 0003.html)で見ることができます。くわしくは同課(☎ 20-1500) ^.

## 消費生活 相談

## パソコン教室の契約と クーリング・オフ

5日前、無料体験教室の広告を見て、パソコン教室 に行きました。入会は少し考えてからにしようと思っ ていましたが、勧められるままに契約してしまいました。し かし、入会金・1年間の受講料・テキスト代を含めて20万円 と高額な上、通うのも大変なので解約したいのですが、クー リング・オフはできますか。

期間が2カ月を超え、金額(入会金や受講料のほか、 テキストなど関連商品の代金も含めた総額)が5万円を 超えるパソコン教室の契約は、特定商取引法の「特定継続的 役務提供」に当たり、契約書面を受け取った日から8日以内 であればクーリング・オフが可能です。

このケースはいずれの条件も満たしているので、クーリン グ・オフの対象となります。はがきに解約する旨を書き、両 面のコピーを取って、「特定記録郵便」など、記録の残る方法 で送付しましょう。

また、このケースの場合、クーリング・オフ期間が過ぎて しまっても、契約期間内であれば、すでに提供されたサービ



スの対価と解約手数料を支払うことで中途解約することがで きます。

事業者が消費者に請求できる解約手数料には、上限が定め られています。パソコン教室の場合、サービス提供開始前で あれば1万5,000円で、サービス提供開始後は、「5万円か契約 残額の20パーセントのいずれか低い額 | となっています。 [特 定継続的役務提供 | の対象となる契約をするときは、中途解 約についてもよく確認しておきましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。